

2018 秋闘 職場の声が大事です。分会開催期限 9/30(日)

9/11(火)から9/30(日)までの間に分会を開催して下さい。分会では、この「討議資料」を見ながら話し合い、「分会開催報告書」に話し合った内容・出された意見を記入して、労働組合書記局へメールカバン・FAXで送って下さい。理事会に対する要求は、10月5日(金)の中央執行委員会で決定し、当日、理事会に提出します。回答指定日は10/19(金)、労使交渉期間は、11/10(土)から12/8(土)の予定です。

1. 職場の運営について

下記の「正規職員職場チェックリスト」を使い、職場の運営ルールが守られているかチェックしてください。チェックリストの内容は、できていることが当たり前の状態です。できていない場合は改善する必要があります。上司との職場懇談会を開催し、改善を図りましょう。(職場懇談会の開催方法は労働組合までお問い合わせください) 報告書には職場全体の傾向を報告してください。

正規職員職場チェックリスト (参加者全員でチェックしてみましょう)	評価
① 残業は報告と命令のルールに則って行われている。	
② 不払い労働 (出勤前・退勤後・休憩 60分) は発生していない。(2017年度下期以降)	
③ 36協定を超える長時間労働は発生していない。(通常 30時間、繁忙期 40時間)	
④ 指定休・指定連休は取得できている。	
⑤ 有給休暇は計画的に、生理休暇は申請すれば、取得することができる。	
⑥ コープ体操は毎日行っている。	
⑦ 業務に必要な備品 (事務用品・手袋など) は貸与されている。	
⑧ 職場での人権は守られており、丁寧な言葉遣いでコミュニケーションが取れている。	

2. ユーコープの政策の問題・業態別の問題

ユーコープの政策や業態別の問題について要求したいことを話し合ってください。労使では秋闘・春闘で様々なことを確認しています。組織全体の人員不足を解消する施策や進捗について確認しているほか、下記項目を労使で確認しています。分会報告書へは項目ごとに記入してください。

◆この間の秋闘・春闘での確認事項

- ・理事会は、(中略)「妊娠・出産・育児休業等に係るハラスメント防止及び、セクハラ防止に関するガイドライン」の改定を、職員会やパート会で説明し周知する。(2017年秋闘)
- ・不払い労働請求の遡り期間は、2017年3月20日以前2年間(店舗)・2017年6月20日以前(宅配)とする。(2017年秋闘)
- ・宅配の供給ラインは、2018年度中に休憩取得や定時退勤が可能となるよう努力する。(2017年秋闘)
- ・店舗は、第2次中期経営計画で経常剰余黒字の軌道をつくることを目標とする。(2017年秋闘)
- ・採用困難手当について、(中略)改めて周知を図る。(2018年春闘)
- ・2018年末の宅配年末スケジュールは、(中略)各センターで開催される職員会で出された意見を反映させて8月度までに確定できるよう検討する。(2018年春闘)

3. 社会的要求について

下記の「平和憲法、変えたらどうなるの？」を読み合わせしましょう。

安倍政権のもとで、憲法 9 条を変えようとする動きが続いています。2015 年に安保関連法（戦争法）が成立したことで、すでに自衛隊は軍隊化しているのではないかといった声が出されますが、いまでも9条が歯止めになっていて、むしろ今まで以上に重要な役割を果たしているという声もあります。2018 秋闘では、分会での学習を提案しています。下記の資料をみんなで読み合わせしましょう。

平和憲法、 変えたら どうなるの？

国民投票に850億円!?「現状と変わらない」ってホント？



日本国憲法第 9 条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

戦争
しない

武力は
持たない

今までは、憲法 9 条を理由に 戦争参加を拒んでいた



必ず憲法 9 条が
バリケードの
ように道を塞ぐ

1950年 朝鮮戦争
1965年 ベトナム戦争
1990年 湾岸戦争
2003年 イラク戦争 etc

アーミテージ元国務副長官

日本は憲法 9 条で戦争を放棄してきたからこそ、中立的な立場で敵を作ることなく、世界の信頼を得ていました。だからこそ、テロにも狙われることはありませんでした。アメリカから戦争に参加しろと迫られても、憲法 9 条で戦争を放棄しているから、と断り、戦後 73 年間戦死者を一人も出さずに済んできたのです。

安倍 9 条改憲で自衛隊は軍隊に

安保法以前の
自衛隊

2015年安保法で
変えられた自衛隊

専守防衛 (個別的自衛権)

日本が他国から直接攻撃を受けたとき、武力を行使して防衛する
他国には攻め込まない

集団的自衛権

日本の同盟国が他国と戦争になった時、同盟国と一緒に戦争に参加する

憲法 9 条に自衛隊を書き込めば、集団的自衛権を全面的に憲法で認めてしまうことになります。災害救助で活躍してきた自衛隊は、戦争をする軍隊になり、アメリカ軍と共に戦場で殺し殺されることに。

安心して暮らすための本当の安全保障

北朝鮮の核・ミサイル問題を考えると不安だからと、軍備増強をすれば、安心安全な世の中になるのでしょうか？

7～8分で飛んで来るミサイルにJアラートを鳴らしてもどうしようもできません。原発に打ち込まれたら逃げ場はありません。すべてを撃ち落とすことも技術的に不可能です。**有効な防止策は、近隣諸国との友好関係を保つ、政治的な外交手段**だけです。北朝鮮、韓国、米国は、対話外交へと舵を切りました。世界各国は**平和外交=対話で解決**をと、この流れを支持しています。



金正恩朝鮮労働党委員長



文在寅韓国大統領



トランプ米大統領

核・ミサイル試験を
中断する

北朝鮮の核問題を
解決し、平和を
強化することだ

私の目標は、
北朝鮮の核問題を
解決し、平和を
強化することだ

良いだろう
金正恩氏に会おう

「わが国を防衛するため」= 国防が優先される日常へ

「国防」が憲法に書き込まれると、様々な権利が奪われ自由に生きることができなくなります。運輸、土木建築、IT、医療など様々な分野で徴用、**徴兵制**も可能になります。防衛費はますます増え、私たちの税金でアメリカから際限なく兵器を買うことに。奨学金や年金、福祉は削られ、生活は苦しくなります。



秋田山口県に配備予定
迎撃ミサイルシステム
「イージス・アショア」

2基で2000億円

私たちができること

友人・知人・家族と「憲法改正」について話してみましょう

国民投票が実施されたら、必ず投票に行き「憲法改正にNO!」の意思表示をしましょう

お知らせ

給与支給日変更等の3つの申し入れについて

◆給与支給日変更の申し入れについて

理事会申し入れ内容の概要は、「給与計算期間が短いため、給与支給日を現行の27日から翌月の5日へ変更する」というものでした。労働組合は、「給与を受け取る側の影響が大きいため、給与支払日は現行のまま給与締め日を前倒す対応を取るべき」という方針で分会討議しました。分会からの報告は、労組方針への賛成意見が圧倒的多数でしたが、作業負荷がかかる当事者からの声を受け止め、実際に影響を受ける部署の負荷やリスクを考慮し、対応方針を一部修正しました。修正内容の概要は、「当該部署の労働負荷等を懸念し、なるべく早く結論が出るように交渉を進める。交渉の結論が見いだせない場合は柔軟に対応することも検討する。」とし、定期大会に提案し議決されました。

◆人事考課等に基づく給与反映期間の変更の申し入れについて

理事会申し入れ内容の概要は、「6月度に人事考課で決定した給与を、期首の4月度まで遡って支払っている現行の制度を廃止し、人事考課のサイクルをそのまま(4月～3月)にしたまま、実際の給与反映期間は6月～5月とする」というものでした。労働組合は「①移行年に不利益を被る労組員が発生すること②給与の定期昇給時期と人事考課の反映期間を合わせることは当然である、などの理由から申し入れを受け入れない」という提案をし、分会からの圧倒的多数の賛成意見をふまえ、定期大会で方針が議決されました。

◆雇止め日付変更の申し入れについて

理事会の申し入れ内容概要は、「規定年齢到達による雇止め日付を現行の誕生日付から誕生日の属する月度の20日付に変更する」というものでした。労働組合は、この申し入れに対し労組員への不利益変更はないことから、「申し入れを受け入れる」という方針を持って分会へ提案し、定期大会で議決されました。

3つの申し入れの 今後の取り扱いについて

理事会は、3つの申し入れをセットで協議したいと主張しています。労働組合は分会から寄せられた声に基づき、中央執行委員会を中心に協議を進めます。労働組合は、労組員からの切実な声を理事会に届けるとともに、詳細について不明な点や、このような申し入れがされるに至った理由などを明らかにするよう理事会に求めています。

*理事会申し入れの詳細は機関誌さんらいず5月号でご確認ください

お知らせ

◆瀬谷工場で働くすべてのひとへ励ましの一言カード

2019年3月20日約40年稼働を続けた瀬谷工場は稼働を終了します。肉の加工は全農ミートフーズ、魚の加工は水産流通にそれぞれ委託化されることが決まりました。それにともない9月21日からは瀬谷工場生産品の一部が委託先生産にかわっていきます。稼働終了が日々迫ってくる中で、正規・パート職員さらに夜間作業や入荷作業を請け負っている委託会社で働くみなさんのモチベーションを保つために、また閉鎖後もそれぞれの道で元気に働き続けることができるように分会のみなさんのあたたかい励ましの一言を書いて労働組合に送ってください。用紙は分会討議資料と一緒に送っています。

取り組み期間 9月15日～10月15日

◆企業型選択制確定拠出年金（企業型DC） *月給者が対象

理事会より企業型選択制確定拠出年金制度導入についての申し入れがされました。10月31日までに業務ラインで月給者を対象に説明が行われます。労働組合中央執行委員会は、申し入れを受け入れる方針です。詳細は機関誌さんらいず9月号をご覧ください。

◆日生協健保解散について

2018年7月、日生協健保は2019年3月31日をもって解散することが決定しました。解散後ユーコープで働く仲間は、中小企業が加入する協会けんぽへ移行加入することとなります。今後、労働組合は少なくとも保険事業水準を維持することを求め、協議を進めていきます。

◆正規職員人事・賃金制度見直し要求について

正規職員の次期人事制度は、2019年上期までに理事会から申し入れがされることが確認されています。労働組合は2018春闘の分会で確認した人事賃金制度見直し要求案を7月の定期大会で確定させました。今秋闘で、理事会へ提出します。今後は2020年度の新制度導入に向け、本格的に協議交渉を始めます。

◆2018年冬の一時金について

2018年冬の一時金は、春闘での交渉到達点3.4ヶ月で年間協定を結びましたので、今秋闘ではやり取りしません。春闘交渉で労働組合は、一時金3.4ヶ月への回復は評価しましたが、一時金の水準についてもっと引き上げる必要があることを表明しています。

◆ストライキ権確立のための全員投票を実施します

例年通り、ストライキ権確立のための全員投票を実施します。期間は10/10～10/16を予定しています。